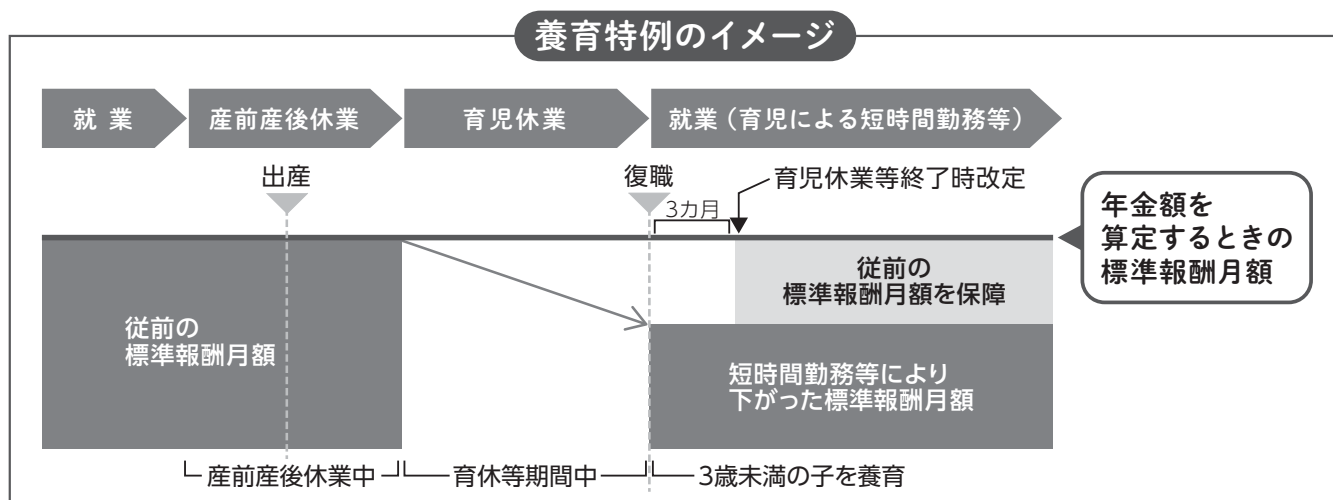


公的年金制度のしくみ⑤ ～養育特例制度～

3歳未満の子を養育している間に、勤務期間の短縮などにより、養育期間前の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回った場合には、本組合へ申出することにより、養育期間前の高い標準報酬月額で年金額が計算されます。

これにより組合員が3歳未満の子を養育している期間にかかる年金額の減少を避けることができ、養育期間中の報酬の低下が将来の年金額に影響しないようにするための措置です。



●対象者

3歳未満の子と同居し、養育している組合員
 ※育児休業等を取得した方に限られません。

●申出方法

「養育期間標準報酬月額特例申出書」に次の書類を添付して、所属所の共済事務担当課経由で本組合に提出してください。

※申出書は本組合ホームページ「各種申請書ダウンロード」より入手可能です。

- ・戸籍謄本または戸籍抄本(申出者と子の身分関係および子の生年月日を証明できるもの)
- ・世帯全員の住民票(申出者と子が同居していることが確認できるもの)



●申出書の提出時期

- ① 3歳に満たない子を養育したとき(※ただし、育児休業、産前産後休業の取得をしない場合)
- ② 3歳に満たない子を養育する者が新たに組合員資格を取得したとき
- ③ 育児休業や産前産後休業等(掛金免除)が終了した日の翌日が属する月の初日が到来したとき
- ④ 養育特例を受ける子以外の子にかかる養育特例の適用を受ける期間の最後の月の翌月の初日が到来したとき

●申出の時効

養育特例開始日から2年間

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307